

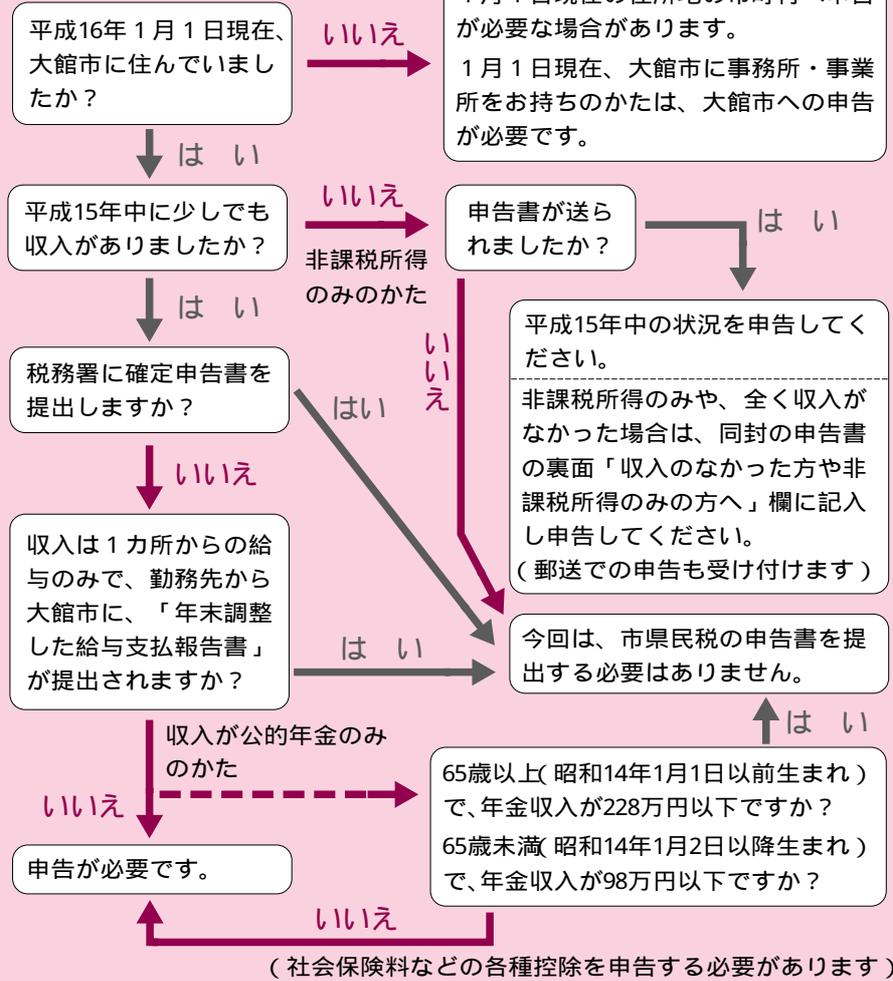
# 市県民税の申告相談

## 2月6日(金)から始まります

問 税務課市民税係 ☎49-3111(内線232)

### あなたは申告が必要ですか？

スタート



詳細は本文を参照してください。

2月6日(金)から平成16年度分市県民税(15年中の所得に関する)の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出していただく申告書から算出されます。期限までに申告しない場合や誤った申告をした場合、控除が一部できなくなるほか所得証明書も発行できなくなります。また後になってから税額が追加されることもあります。期間内に正しい申告をしましょう。

#### 申告が必要なかたは

16年1月1日現在、大館市に住んでいて、15年中(15年1月12月)に、営業等や農業、不動産(地代、家賃)、給与(中途退職、主たる勤務先以外からの給与を含む)などの所得があったかた

15年中に所得がなかったが、市県民税申告書を送られたかた  
この場合、市県民税申告書裏面の「収入のなかった方や非課税所得のみの方へ」欄に記入のうえ、申告してください(郵送で申告できます)。

大館市に住んでいなかったが、16年1月1日現在、大館市に事務所、事業所をお持ちのかた  
申告書は14年中の所得の状況を参考にして送付しています。15年中に配当や、公的年金以外の年金、生命保険の満期受取金などの所得があったかたは申告書

が送られなくても申告が必要で  
す。申告書をお送りしますので  
ご連絡ください(配当は、税制  
改正がありましたので、詳しく  
はお尋ねください)。

#### 申告が不要なかたは

所得税の確定申告書を税務署へ  
提出するかた  
収入が給与所得のみで、年末調  
整をした給与支払報告書が勤め  
先から市役所へ提出されている  
かた

(勤め先でご確認ください)  
ただし、医療費、社会保険料な  
どの各種控除を受けようとする  
かたや、年末調整時に合算して  
いない給与があるかたは、申告  
が必要です。

収入が公的年金のみの65歳以上  
(昭和14年1月1日以前生まれ)  
のかたで、年金収入合計額が2  
28万円以下のかた  
収入が公的年金のみの65歳未満  
(昭和14年1月2日以降生まれ)  
のかたで、年金収入合計額が98  
万円以下のかた

#### 営業等所得、農業所得、 不動産所得があるかたは

営業等所得、農業所得、不動産  
所得があると思われるかたには、  
申告書と一緒に収支内訳書を送  
りしています。収支内訳書を作成  
のうえ、確認のための帳簿など関  
係書類(収支計算ノート、出荷証